

第12期練馬区健康推進協議会（第1回）会議録【要旨】

1 開催日時

令和2年11月19日（火）午前10時00分～12時00分

2 開催場所

練馬区役所 地下多目的会議室

3 出席者

会 長 高久史麿委員

副会長 古賀信憲委員

委員

岩橋美智子委員、小村ちか子委員、関洋一委員、高桑力也委員、廣田政一委員、佐藤力委員、小川こうじ委員、岩瀬たけし委員、やない克子委員、土屋としひろ委員、野沢なな委員、伊藤大介委員、浅田博之委員、後藤正臣委員、名川一史委員、岩瀬康子委員、渡邊ミツ子委員、本橋広美委員、関口正樹委員、山路健次委員

区理事者

健康部長、練馬区保健所長、高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、地域医療課長、医療環境整備課長

4 公開の可否

公開

5 傍聴者数

1名

6 配布資料

「資料1」

練馬区健康づくりサポートプランについて

「資料2-1」

平成31年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について

「資料2-2」

平成31年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果

「別添」

練馬区健康推進協議会設置要綱

「机上配布」

練馬区健康づくりサポートプラン 令和2年～5年

○健康部長 定刻になりました。ただ今から健康推進協議会を始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私、練馬区の健康部長、佐古田と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。着座のまま、すいません、失礼いたします。

まず初めでございますが、この協議会委員に就任されます皆さまには、机上に委嘱状を置かせていただいております。ご確認をお願いいたします。健康推進協議会第12期の委嘱の期間は、令和2年8月2日から令和4年8月1日までとなっております。従って、委嘱状の公布日は本日はなく、委嘱期間の開始日である8月2日とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は第12期の1回目の会議でございますので、委員の皆さまにおかれましては初めての顔合わせとなります。名簿を用意させていただいておりますが、名簿順にお名前をお呼びいたしますので、お1人ずつ簡単にごあいさつをお願いできればと思います。12期の名簿でございます。順番にお名前をお呼びさせていただきます。

・健康推進協議会委員の自己紹介

○健康部長 皆さま、ごあいさつありがとうございました。

12期の練馬健康推進協議会の発足に当たりましては、現在会長が不在ということで、協議会の招集は会長が行うことになっておりますが、本日の第1回目の開催につきましては、健康部長である私の名前で委員の皆さまの招集をさせていただきます。

資料として、練馬区健康推進協議会の設置要綱をご用意してございます。ご覧いただけますでしょうか。ただ今の出席委員数はこの要綱の7条1項に規定されております協議会の開催の必要な過半数に達しております。よって、本協議会は有効に成立ということでございます。

この協議会は、第2条に規定してありますとおり、(1)保健衛生および地域医療に関すること、(2)保健、医療および福祉との連携に関すること、(3)保健所の運営に関すること、この3点について委員の皆さまにご審議・ご議論いただき、区長に対し意見の具申をしていただくようなことが所掌事項となります。第12期のこの協議会においても、区の保健衛生行政に関するさまざまな事案についてご審議いただき、ご提言を賜りたく存じます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日第1回目の会議のため、協議会の会長・副会長が不在でございます。要綱第5条では、委員の互選により選任することとなっております。どなたか会長・副会長のご推薦を頂きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。伊藤

先生、どうぞ。

○伊藤委員 ここは長くご経験のある東京大学の名誉教授の高久先生に正の会長を、そして東京都病院経営本部東京医師アカデミー顧問の古賀先生に副会長をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

一同：異議なし。

○健康部長 ありがとうございます。それでは、第12期練馬区健康推進協議会は、会長に高久史磨先生、副会長には古賀信憲先生を選任いたしました。それでは、会議の進行を高久会長と古賀副会長をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長 ただ今ご指名いただきました高久です。事務局のほうに調べていただきましたところ、私、平成6年からこの会議の協議会の会長を務めさせていただいております、その間、いろんな分野の専門の先生方、あるいは分野の市民の代表の方、区民の代表の方とか、あるいは議会の、議会の方々からいろんなご意見をお伺いいたしまして、私も非常に勉強させられることが多くありました。今回もできるだけ努力をして、この協議会が有意義なものになる、あるいは練馬区民の健康の増進に役立てるものになるように努力をいたしますので、皆さん方のご協力よろしくお願いいたします。

それでは、古賀先生、お願いします。

○副会長 改めて副会長に選任されました古賀でございます。先ほども申しましたけど、72年間練馬区民、こうして元気に暮らしていけるのもこういった会議があって、練馬区民のためにいろんな方々が力を合わせていろんな形で健康を推進していこうという考えがあたりからとあって感謝しております。そういったところもありまして、逆に今度は少しはお手伝いできればということで、この会が盛り上がっていければと。そして、練馬区民の健康、70数万人の健康が何とか維持できるように、こういった時期ですけど、皆さまの力を拝借しながら私も努力していきたいと思っております。この会、会長の高久会長を補佐しながら進行に努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 どうも、どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、区の理事者の紹介、よろしくお願いします。

○健康部長 それでは、委員の名簿の次に理事者の名簿も用意してあると思いますので、その名簿の順に紹介をさせていただきます。

・理事の自己紹介

○健康部長 あとは名簿のとおり、各保健相談所の所長が6名の記載がござい

ますが、きょう、本日は会議の密を避けるため、各保健相談所長は不参加という形にさせていただいております。よろしくをお願いします。

以上でございます。

○会長 区の担当の方、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、この会議の議事録については一応公開を原則としておりますので、この点について説明よろしくお願ひします。

○健康推進課長 こんにちは。健康推進課長北沢です。よろしくお願ひいたします。

今後の会議の公開、記録等についてご説明をさせていただきます。会議は原則として公開する扱いとなっております。場内にも傍聴者用の席を用意しておりますので、ご了承をお願ひいたします。なお、会議につきましては、今後会議の記録、会議資料についての閲覧の機会を提供するという取り扱いになりますので、併せてご承知おきいただきたいと思います。

また、会議の内容を会議録の形にまとめて公開します関係から、会長に発言の許可を求めてからマイクを使用し、ご発言のほうをお願ひいたします。会議録作成の際は、委員の皆さまには会議内容の確認にご協力をお願ひしております。公開する会議録では、発言者を特定せずに、会長、副会長、委員のように表記いたしますので、ご了承ください。本協議会は、年に2回程度の会議の開催を予定しております。

以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。それでは、各部門についての説明はもう既になされていますので、理事の皆さま方、よろしくお願ひいたします。委員の説明について、委員の皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひますけども、何かご意見おありでしょうか。

まず、資料の確認をさせていただきます。よろしくお願ひします。

事務局：事務局になります。資料の確認のほうをさせていただきますと思ひます。上から順に、次第、名簿、練馬区健康推進協議会委員（第12期）、区理事者名簿、座席表、資料1「練馬区健康づくりサポートプランについて」、資料2-1「平成31年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について」、資料2-2「平成31年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果」、その他に練馬区健康推進協議会設置要綱、また机上に冊子を1部お配りしています。練馬区健康づくりサポートプランになります。

本日の資料は以上となります。資料の不足等ございませんでしょうか。

事務局からは以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。資料は皆さんおそろいのことと思ひます。

それでは次に、議題に入っていきたいと思います。まず、練馬区によるサポートプランについてでございます。説明よろしくお願いたします。

○健康推進課長 会長、健康推進課長です。

それでは、ご説明をさせていただきます。資料1のほうをお願いいたします。期の初めということもでございます。練馬区の健康保持および増進に係る施策について、さまざまご意見を頂く協議会ですので、その施策の基となる練馬区健康づくりサポートプランについて、ご説明をさせていただきます。

資料1「健康づくりサポートプラン」はグランドデザイン構想の実現に向けた、区の新たな総合計画「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の健康分野における個別計画で、令和2年3月に策定しています。プランの推進を通じて、「誰もが自ら健康づくりに取り組むまち」の実現を目指しております。

恐れ入ります。別途お配りした緑の冊子、「練馬区健康づくりサポートプラン」をご覧ください。こちらの構成についてまずご説明させていただきます。

1ページから第1章ということで、「計画の基本的考え方」が載せてございます。

2ページには、まず1として「プラン策定の趣旨」が載っています。それから、下段のほうに2として「プランの位置づけ」ということで記載があり、法的な位置づけ、それから計画期間のほうに記載をされています。計画期間は令和2年から令和5年までの4年間となっております。3ページには区の関連計画との関係が記載されております。こちらをお目通しいただければと思います。

続きまして、5ページから「第2章 計画策定の背景」で、こちらの第2章には、「国や東京都の取組」、これが6ページのほうにありまして、7ページからは「区民の健康を取り巻く状況と意識」が記載をされております。

そして、15ページからは第3章で「区が目指す方向性」ということで、16ページに目指す将来像、「『みどりの風吹くなか 誰もが自ら健康づくりに取り組むまち』の実現」とありまして、2番「目標の実現に向けた視点」ということで、3つございます。「区民の主体的な行動を応援」、それから(2)として「区民や団体との協働事業を推進」、(3)として「重点課題を明確化」とございます。

17ページにこの計画の6つの施策の柱、施策の体系が載っております。6つありまして、1つ目が「きめ細かい子育て支援」、2つ目が「日頃の健康づくり」、3つ目が「生活習慣病対策の推進」、4つ目が「総合的ながん対策」、5つ目が「精神疾患対策と自殺予防」、6つ目が「地域と取り組むねりまの食育」という6つの柱を立てているところでございます。

そして、19ページ以降に第4章として「柱ごとの取組」、それから第5章として「計画の推進」、第6章として「事業一覧」が記載されているといったような構成になってございます。

恐れ入ります。資料1ページのほうにお戻りください。資料1の1ページです。まず1として「健康実態調査」と記載がございます。計画の策定に当たりまして、区民の健康に関する実態や意識の意向等を把握するため、平成30年11月から12月に健康実態調査のほうを実施しております。

調査の結果では、改善している数値もありましたけれども、がん検診の受診状況や運動習慣者の割合など悪化しており、対策が必要な項目もございました。ここでは今言いましたがん検診の受診状況、それから運動習慣者の割合といった数値が悪化している2つの課題を取り上げまして、新しい健康づくりサポートプランにおいてどのように取り組んでいくかを見ていきたいと思っております。

まず表がありますけれど、上のところ、がん検診の受診率というところです。こちら見ていただいて、平成25年と平成30年の調査結果を比べますと、乳がん検診と子宮がん検診については受診率が上がっておりますが、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診は若干下がっているということが分かるかと思えます。

また、右側に健康日本21という国のほうの定めた目標値が載っておりますけれども、こちらの全てのがん検診で50%以上となっております、この目標値に達していないということが分かるかと思えます。こちらについて、資料の3ページから4ページに健康実態調査の報告書の抜粋のほう載せさせておりますので、こちらは後ほどお目通しいただければというふうに思います。

資料1ページにお戻りいただきまして、また下の運動習慣者の割合についてです。運動習慣者とは、ここでは1回30分以上の運動を週2回以上実施して、1年間以上継続している方のことを指します。そういった方について、25年度と30年度の数値を比べますと、やはり減少していることが分かるかと思えます。全体では20.8%だったものが17.4%ということで、3.4%の減少があったということが分かるかと思えます。

また、右側に書いてあります健康日本21の目標値に対しても全く達していないということが分かるかと思えます。こちらについても資料の5ページから6ページに健康実態調査の冊子から該当部分を抜粋しております。お目通しいただければと思えます。

それでは、健康サポートプランで区としてどのように取り組んでいくかというのを見てまいりたいと思えます。まず、がん検診の受診率についてです。こちらは、健康づくりサポートプランの44ページをお願いいたします。44ページの部分につきましては、4つ目の柱の「総合的ながん対策」の一部になります。

「(2) 早期発見・早期治療のために」とありますけれども、こちらの「①現状と課題」のところの中ほど、7行目になりますけれども、健康診査をなぜ受診しないのかという理由について、下にあります、3人に1名の方が「おっくう、面倒」を挙げているということ、それから「仕事が忙しい」という方が17.5%、

「受診日として指定された日時と自分の都合が合わない」という方が15.8%ありましたというようなことが記載されております。

そこで、受診しやすい環境を整えていくことが重要という認識でございます、そのこと、45ページに記載されているようなことについて取り組んでいくというところでございます。

「主な取組」については4つ記載がありますが、まず1つ目の「健診（検診）環境の充実」という部分についてになります。こちらでは受診場所や時間の拡大、それからインターネットでの申し込みなどによって、医師会さんですとか医療機関の皆さんの協力の下で受診しやすい環境を整えていくということが記載されています。

また、「主な取組」の3つ目のところで、「がん検診の個別案内」というのが記載されていますが、こちらにつきましては、現在がん検診の案内が全ての種類を網羅した総合的な案内ということになっておりまして、その中から自分が受ける検診を選んでいただくという形になっています。これを個々の方が受ける検診が一目で分かるように、一人一人に合った対象の受診券をチケットにしてお送りできるよう、令和5年度の実施に向けまして、今システム改修をしていく予定になっております。

それから、先ほどの課題の2つ目の運動習慣者の割合、こちらについてなんですけれども、こちらについては、健康づくりサポートプランの28ページのほうをお願いしたいと思います。柱2つ目の「日頃の健康づくり」の「(1) 体とこころの健康づくり」でございます。①の「現状と課題」の3行目にありますとおり、運動をしていない理由ということで、「時間にゆとりがない」とか「めんどろ・疲れる」といった理由が上位になっているということです。

そこで、29ページにあるような取り組みを行っていきます。4点ほど挙げておりますが、ここでは一番上の「みどり健康プロジェクトの推進」について説明をさせていただきたいと思います。お手元に小さなパンフレットで「ねりまちてくてくサプリ」というのを置かせていただいております。

こちらは練馬区でスマートフォンの健康管理アプリを導入しておりまして、そのご紹介になってございます。こちら開いていただきますと、機能紹介が書いてありますけれども、このアプリそのものに歩数計の機能がありまして、また目標設定がそれぞれ個々の状況に合わせてできるようになっています。目標に対する達成状況が確認できたりですとか、歩数がグラフで表示されますので、ウォーキングを意欲的に実施することができるというものでございます。また、アプリの地図には区の健康施設とか練馬区産野菜の直売所、食育応援店などが表示されておりまして、お勧めの散歩コースを巡りながら楽しく運動ができます。

29ページの「主な取組」のところに、一定の歩数になると練馬産野菜を取り

扱う飲食店等から特典が得られるようにするというような事業をやっていきま
すというような記載がありますけれども、今年度はコロナの関係もありまして、
そういった事業についてなかなか実施できていないという状況がありますが、
今後は事業者や地域団体と連携して、そういった楽しく健康づくりができる取
り組みを「ねりまちてくてくサブリ」を使いながら実施していくという予定にな
ってございます。

今そういったことで2つの課題を例に取り上げて新しい健康づくりサポート
プランについてどのように取り組んでいくのかということをご説明させ
ていただきました。区では取り組みを、着実に実施いたしまして、あらゆる世代
の方が自ら健康づくりに取り組めるまちの実現を目指してまいります。

ご説明は以上でございます。

○会長 どうもありがとうございました。ただ今の説明にどなたかご質問あり
ますでしょうか。

委員：ご説明ありがとうございました。何点か今ご説明いただいたことも含めて
ご質問させていただければと思うんですが、まず健康づくりサポートプラン、今
ご説明ありましたとおり、こちらのほう、議会のほうでもさまざま議論をさせて
いただいた内容でして、この内容そのものは作られた目的など、評価をしている
ところなんですけども、1つ、特に今年に入りまして新型コロナの状況があって、
当時この計画を作られたときよりも状況がいろんな部分で変わってきていると
思うんですけども、例えば先ほどご説明あった検診とかにしても、なかなか検診
そのものの病院に行くとかそういったことをためらってしまうですとか、そう
いった状況がある中で、今の区のいわゆる計画、アクションプランなども含めて
見直しうんぬんとかの検討もされてるってところあるんですが、まずサポート
プラン、コロナ禍という状況を踏まえてどのように推進をと、場合によっては内
容とかを少し改定をしているのかとか、その部分のお考えをお聞かせいただけ
ればと思います。

○健康推進課長 会長、健康推進課長です。

○会長 どうぞ。

○健康推進課長 健康づくりサポートプランの実施についてということでござ
います。新型コロナウイルス感染症、こちらが非常に大きな影響がございまして、
区の事業に影響があるところでございます。そういった下でも、こちらに書いて
ある考え方、については基本的には区の取り組む視点というところですので、当初
の予定どおり進まないところもあるかもしれませんが、できる限り4年
間の中でいろんなことを達成していきたいというふうに考えているところで
ございます。

○会長 他にどなたかご質問は。どうぞ。

○委員 今、委員の話されたことはとても重要なことだと思っております。これからはやはりウィズコロナというか、コロナの時代になってまいりますので、今までの枠組みの中というか、時間的な、かもしれません。それは期間とか、検診の期間とか、そういったものも含めて、ある種柔軟な対応をしていかないと、なかなかやはり受診率につながらないのかなというふうに思いました。

それからあと、現在胃がん検診、肺がん検診の受診率のことがありまして、区の方たちにはいろいろなアイデアで受診を上げようとしております。ただし、これ、例えば日本は非常に人間ドックという私的な検診が充実していますので、企業検診も充実していますから、その中でレントゲンやCTを撮ったものは肺がん検診とか胃がん検診のくくりの中に入ってこないものですから、数字としては35%程度かもしれませんが、実勢としては50%以上の方たちが何らかの検診を受けておられるんじゃないかと。そして、国民健康保険、国民皆保険が充実していますから、非常に検査もかかりつけの先生にお願いするときにはお安いですから、そういう意味では医療体制の中で検診を受けておられる方があって、今後これは東京都とか、そして国とかが動かなきゃいけないことだと思うんですが、それらの検診も準がん検診としてカウントして数字を出していくとか、そういった動きが今後あっていいんじゃないかなというふうに思います。

諸外国を見ますと、韓国においてがん検診が非常に高いのは、検診で見付かったがんに関しては、治療はとても安いか無料という設定になっているそうです。それから、米国に関しましては、いったんがんが見つかって、もしくは自分の不注意で進行がんになってしまった状態で受診すると、何千万という単位の医療費がかかってしまうので、アメリカ人にとっては健康であり続けるということはイコールお金をセーブするということにもなりますので、やはりこれもまた検診を、自分でやる検診の率が高いということでございますというふうに考えております。

ですから、日本の場合はがん検診の率だけで健康指標ってなかなかもしかしたらこれだけでは実勢を評価してないんじゃないかな。もし可能であれば、他の指標としても合わせて準がん検診的な、そういうふうな発想も、練馬区独自では難しいかもしれませんが、今後国がそういうふうな動きになってくれれば数字としては動くんじゃないかなというふうに思っております。

○会長 どうもありがとうございました。どなたか、どうぞ。

○委員 今いろいろなお話を聞かせていただいて、「ねりまちてくてくサプリ」という、こういった充実した機能があることも初めて知ったんですけども、この中のアプリについて、今後追加していただけるようなことというのは練馬区の健康推進課のほうでは想定されているんでしょうか。今のウィズコロナで、例えば接触アプリがあったりとか、こういった遠出のできない機会にオンライ

ンを通じてショッピングをしたり、あと一般の方が動画を見たりする機会も増えているので、恐らく睡眠障害が知らず知らずと積み重なっていったらいいのではないのかっていうのも私自身もそうなんですけど、危惧されてるところもあると思いますので、今後の糖尿病や高血圧などのリスクの要因が睡眠不足だっという文章を見てから、見ても分かるように、やはり自分の健康と睡眠っていう観点から、睡眠がどれだけ取れてるかっていうふうなのを測れるようなアプリも増やしていただければありがたいなと思っております。その辺りは、区の方針としてはいかがでしょうか。お伺いしたいと思います。

○会長 どうぞ。

○健康推進課長 健康推進課長です。ご意見ありがとうございます。睡眠に関するアプリは市販のものなどさまざまあります。ああしたものも研究しながら、区の「てくてくサブリ」の中にもいろいろ取り入れていけないかということは考えていきたいと思っております。

それから、今いろいろと睡眠についてのお話頂きましたけど、健康に関する情報を「てくてくサブリ」のほうでコラムで紹介したりもしております。最近ですと歯の健康についてシリーズで連載させていただいたりですとか、そういった有用な情報をアプリを通じて区民の皆さまにご提供できればというふうに思っておりますので、そういったことについても今後充実をさせていきたいと思っております。

○委員 ありがとうございます。

○会長 ほかにどなたか。どうぞ。

○委員 私からも「ねりまちてくてくサブリ」について質問というかご意見があるんですけども、私も実はこれ、きょう頂いて初めて知りまして、たまたま時間があったものですから、早速登録をさせていただきました。それで、思ったのが今実際に運動習慣者の割合が下がっていて、さらに先ほど来コロナの話出てますけど、またそれによってこの状況が悪くなるんじゃないかっていうことがすごく心配されている中で、まずこれ自体の認知度をまず上げて、それで積極的に参加していただくっていうのも一つメリットとしてはあるのかなと思ってるんですけども、今現在、これをどういった形で伝えているのかっていうことと、今後どういうふうに広めていこうとしてるのかっていうことをお伺いさせていただきたいのと、あと見てていいなと思ったのが、やってると特典があるっていう話。

これは実際に私もいろんなアプリをやってるんですけど、特典って結構注目するんですよね。なんで、その辺も今後いろいろ充実していただくと認知度が上がり、利用率も上がり、いろいろな意味で運動習慣者の割合の低減、下がるという傾向を食い止めるきっかけになれるんじゃないかというふうに思うんですけども、お考えをお聞かせいただければと思います。以上です。

○会長 どうぞ。

○健康推進課長 健康推進課長です。ご登録ありがとうございます。こちらの「てくてくサプリ」について認知度を上げるということはほんとに重要なことだと考えております。まだまだ登録者、が2万に達しておりませんので、練馬区民の方全て74万おりますので、もっともっとこちらを広げていかななくてはならないなというふうに思っております。今区報ですとかあるいは食育応援店さんにチラシを置いていただいたりですとかホームページ、みどりバスのほうにCMを流してもらったりですとかしておりますけど、今後も例えばケーブルテレビとかいろいろあると思うんですけど、取り上げていただけるようにしたりとかして、認知度を広めてまいりたいというふうに考えております。

それから、特典がやっぱりインセンティブになるというようなお話で、それも、そういったことで企画は幾つかやらせていただいているところなんですけれども、今後もそういったことについてもさまざまな工夫をしながら魅力ある形にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○委員 ありがとうございます。

○会長 よろしいでしょうか。他にどなたか。どうぞ。

○委員 ありがとうございます。今ちょうど運動習慣のお話がされた中で関連して伺いたいと思いました。こちらの資料1を拝見すると、運動習慣者の割合が少し下がっているというお話だったと思います。こちらの6ページですか。参考で運動習慣者を見てみると、一番下の表を見ても、非常に20代、30代の方における運動の習慣がだいぶ低いのかなと。特に、20代の方、平成21年が15%だったのが10%とか、女性が10%、5%とかっていう形でかなり20代、30代の方の運動習慣が減少しているように見えます。これに対してどのような原因があるかをお考えかということと、今ウィズコロナの中で、若い方々の運動習慣、例えばよく今遠隔でおうちで運動ができるようにとか、いろいろ取り組みがあるかと思うんですが、そういったものを今回のアプリの中で組み込んでいく予定とか、今後の見通しのようなものがあったらお聞かせいただけますでしょうか。

○健康推進課長 健康推進課長です。先ほど若干ご説明したんですけど、特に20代、30代、若い方ということで、やはりお忙しい、時間にゆとりがないということが大きな要因というふうに考えてございます。

コロナ禍で運動習慣ということなんですけれども、まずこの「てくてくサプリ」そのものが歩数計機能付いております。ウォーキングがやはり運動習慣の入り口というか、一番手軽に、取り組むことができる運動なのかなというふうに考えております。歩くことの楽しみをこちらの「てくてくサプリ」で知っていただくというところで、一つ運動習慣が付くというふうな側面もあるのかなというふ

うに考えております。

また、コロナ禍での運動習慣ということでは、いろいろリモートでのっていうようなお話もあるかと思えます。ホームページも使ったりとかしながら、そういったところで動画配信ですとか、そういったことについては今後も検討していきたいなと考えております。以上です。

○会長 どうもありがとうございました。

それでは次の議題の平成31年度の練馬区の食品衛生監視指導計画実施計画について説明よろしくお願いたします。

○生活衛生課長 会長、生活衛生課長です。それでは、私のほうから資料2-1、資料2-2に基づいてご説明をさせていただきます。まず、資料2-1をお願いいたします。区では食品衛生法の規定に基づきまして、毎年度食品衛生監視指導計画を定め、その実施結果を翌年度に公表しております。今回ご報告しますのが平成31年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果でございます。別添の資料2-2が本文になっておりますが、まずこの資料2-1で概要をご説明いたします。

2、実施結果の概要です。(1) 主な監視指導事業。区内食品等事業者の施設に立ち入りを行い、食品・添加物の取り扱いや食品表示が適切かどうか等を監視し、不適切なものがあれば改善を指導しました。また、食中毒が発生しやすい業種や大量調理施設に対して、より重点的に監視指導を行いました。年間の監視件数等についてはお目通しをお願いいたします。

(2) 違反・苦情食品対策です。まず、苦情ですけれども、区民等から食品等に関する苦情が74件寄せられました。主な内容は、食事をして具合が悪くなった、食品に異物が混入しているなどでありました。苦情がありますと、その全てについて、食品等事業者の施設に立ち入って原因を調査し、必要に応じて改善を指導いたしました。次に違反食品ですが、監視や苦情対応の過程で食品衛生法に違反した食品を46件発見し、改善指導や所轄の自治体へ通知を行いました。

(3) 食中毒についてです。平成31年度、区内で発生した食中毒は3件ございました。そのうち2件の営業者に対して営業停止処分を行いました。この食中毒について少し詳しくご説明をさせていただきたいので、資料2-2の4ページをお開きください。こちらの4ページの3、食中毒についてと、その下、4、不利益処分等というところを説明させていただきます。

まず1点目ですが、平成元年7月1日に飲食店で提供された食事で、原因物質がサルモネラになります。患者が10名でございました。患者からサルモネラが検出されたということです。サルモネラというのが自然界に広く生息している菌でありまして、生肉などの取り扱いが不十分だということで、下の4、不利益処分等の表をご覧ください。この飲食店に対し、7月12日に営業停止4日間と

取扱改善命令の処分をいたしました。

2つ目の食中毒、また上に戻っていただきまして、令和元年11月20日になります。スーパーで購入したイナダの柵と刺身の盛り合わせを食べたところおなかが痛くなり、最終的には胃からアニサキスという寄生虫が検出されました。全国的にここ2年ほど、食中毒の件数としては1位に上がってるものであります。患者は1名で、こちらについては家庭と販売店どちらに原因があるのかということについて判断が付かなかったため、原因施設を不明としております。そのため、処分等もございません。

最後、3つ目の食中毒ですけども、令和2年1月11日です。社員食堂で提供されたブリの照り焼きが原因食品になります。残っていた検食のブリの照り焼きからヒスタミンという物質が検出されました。患者は11名であります。

飲食店営業許可を取っているその者に対し、魚の温度管理が不十分だったということで、1月16日に3日間の営業停止と取扱改善命令の処分をいたしました。こちらが食中毒に関する詳細でございます。

お手数ですが、もう一度資料2-1にお戻りください。下のほうになりますが、(4)区民・事業者・行政間の情報および意見の交換ですが、これをリスクコミュニケーションというふうに呼んでおります。毎年、食の安全・安心シンポジウムというのを秋頃に行っておりまして、昨年については準備をしていたんですが、台風19号の接近に伴い急きょ中止といたしました。また、消費者グループや中・高校生等を対象に、ご要望があれば講習会を開いておりまして、このような回数・人数に対して実施をいたしました。

裏面をお願いいたします。食品衛生だよりというものを年3回発行しております。テーマについては後ほど本紙のほうをお目通しいただければと思うんですが、昨年はお肉の取り扱いについて、それと食品衛生監視員の仕事の紹介、もう一つは手洗いのことについてテーマといたしました。区報でも2回、食中毒について掲載しております。

ウ、食品等事業者への講習等であります。食品等事業者に対しては、例えば居酒屋、すし屋といった業態別の講習会を32回、1,940人に実施いたしました。また、食品を取り扱ってる事業者には、必ず食品衛生責任者という方がいらっしゃるんですけども、その方たちを対象として9月に実務講習会を実施いたしました。

最後に3、実施結果の公表です。ことしの7月1日以降、生活衛生課と石神井分室で結果を配布しておりまして、また、区ホームページにも掲載し公表いたしました。

ご説明は以上となります。

○会長 どうもありがとうございました。ただ今の説明、何かご質問・ご意見は

あるでしょうか。どうぞ。

○委員 食中毒についてなんですが、もともと食材そのものが新鮮か新鮮でないかというのは別として、どんな食べ物にもそれなりに菌が付いたり虫がいたりするということで、流通が非常に多くなった結果、新鮮な魚がそれぞれのスーパーとか大型店舗で販売されるようになって自分で調理するという、ステイホームもあったんですが、アニサキスは非常に多いかなと思います。これらの調理法をきちんと周知しなきゃいけないなというふうに考えることと、また焼き肉店なんかではホルモンとかを出すんですが、簡単に言うと、四つ足の内臓をカットした物が目の前に出てくるんですが、それも当然菌はというか、菌のいる臓器なんで、その菌の付いてる物をコンロで焼いて食べるということで、自分で調理するスタイルですよ。そうすると、お店がいいとか悪いとかは別として、そこに出てくる食材そのものに菌が付いてる、常識的に付いてる判断で、そういったケースを一般の人たちに、つまり焼く側、お客さんに周知する方法は、ちゃんと焼いて食べなさいというような周知の方法はないのかなというふうに常々思っています。

それからあと、不利益処分なんですが、不利益処分をする判断基準というのが、実はわれわれよく分からなくて、実は行きつけの店で当たっちゃった。だけど、これ、店のを食べたのでなっちゃってんだよ。いや、そこは先生言わないでくれと。もうどうせ治るんだし、お店にこの人たちが来ていろいろされても困るし、これは自分の不注意かもしれん。そういうようなケースも実は散見します。

これらの食中毒の報告の在り方が、電話で対応しているんですけど、なかなか忙しい、保健所の方たちも忙しいとか、そういうこともあるので、例えばファクスとか、例えばサイトの記入欄とか、そういうことで記入することでそれなりの報告をするということができれば、もう少し簡単にこれらの情報提供が医療サイドとしてもできるんじゃないかな、いうふうに思います。だから、この不利益の判断基準も、警告がどうなのか。人数がたくさん出たら警告なのか、それとも、じゃない、営業停止なのか。それとも人数が少なければ警告で済むのか、自分で焼いてるので当たっちゃったらしょうがないな、注意しなさいって言うのか、そういった処分の判断基準っていうのがどういうところでされているのか、再度なんですけど、ちょっと教えていただければと。

○会長 どうもありがとうございました。

○生活衛生課長 会長、生活衛生課長です。

○会長 どうぞ。

○生活衛生課長 この2年ほどアニサキスによる食中毒が多い状況です。区報であったり、また先ほど申し上げました食品衛生だより、イベント等で今すごくそういうことが多いので、アニサキスの予防のためには、本来であれば加熱をし

っかりしていただく、もしくは生で食べるのであれば、冷凍、マイナス20度で24時間以上していただくことを伝えています。ただ、お刺身で天然の物を食べるとなるとそういうことができないので、食べるサイズに切るときに目視でよく確認する、よくかむというようなことを、お話をさせていただいています。

生肉につきましては、鶏肉などはよくカンピロバクターとかノロウイルスとかの原因となりますので、1つはよく加熱をしていただくということ、2つ目は焼き肉屋であれば生肉を触る tong や箸と食べる時の箸などは分けてくださいということ周知としてるところです。学生の年代層にはバーベキューとかそういう機会もあるでしょうから、東京都と一緒にチラシ等を配布をしてるところです。

次に、どういうときに不利益処分になるのか、食中毒になるのかというお話ですが、人数の大小は関係ございません。その飲食店なりで食べた物が確実にその方の食中毒の原因であるかどうか、検便の検査などを行います。また食中毒については、直前に食べた物が原因とは限りません。1時間が出る場合もあれば、3日、4日たってから食中毒になるときがあるので、申し出のあった方にすぐにお会いして、検便の検査と、1週間さかのぼって、3食何を食べましたか、どこで食べましたかという、覚えてる範囲で書いていただきます。例えば普段一緒に食べない方がそこで一緒にそのときだけ食べて、みんな同じ症状で菌が出た。そういったときに、食中毒というふうに断定してるものです。

あとは、残念ながら検便とかそういう調査には協力したくないですとか、そのお店は行きつけなのであんまり言いたくないとか、そういうケースも多少ございます。

最後に、食中毒のときに各医療機関からご報告を頂いてはいますが、もう少し簡単、簡易に報告できないかっていうことにつきましては、検討させていただければと思います。ありがとうございました。

○会長 ほかにどなたか。どうぞ。

○委員 すいません。聞きたいのは、自分で焼くスタイルのときには、それは報告義務があるのかどうかっていうことなんですけど。絶対にそれ、食材としてホルモンって付いてるので、なかなか難しいところではあるんですけど、そのところの判断というか、自分の、言葉はあんまり好きじゃないんですけど、事故責任で食べちゃったんだからしょうがないねっていう話でわれわれは終わらしちゃっていいのか、食材としては実際には付いてるんで。だから、その辺を見解というか、お願いします。

○生活衛生課長 会長、生活衛生課長です。よろしいでしょうか。

○会長 どうぞ。

○生活衛生課長 焼き肉屋さんでいえば自分で焼くわけですけども、お店側の

ほうがどれだけ焼き方とか箸の使い分けについて説明をしているかというところもポイントになります。そういうのは調査の中で確認をしますから、自分で焼いてそういう症状が出たという方についてもぜひ、保健所までご連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 どなたかどうぞ。どうぞ。

○委員 ちょっと違った視点からご質問をしたいのですが、2点あります。1つは昨今の貿易の自由化。私、経済学が専門なんですけども、いろんな食品、輸入食品がいっぱい入ってます。店頭にはメキシコ産とかアフリカのどこどこ産とかいろいろあるんですけども、大きなスーパーマーケットでは、ある程度の衛生管理はできてるかと思うんですが、町中のいわゆる商店街の、いわゆるミニ商店の中では輸入品に対してそれほど安全管理ができてるかどうか、ちょっとクエスチョンということです。

それで、要は、今、先ほどお話しされたのは、もう店に出て家庭に入ってどうやって衛生管理をやってくかっていう話ですけども、私の視点はどちらかという入り口論なんです。これだけ輸入品が入ってきて、どうやってそれを管理していくか。これは国の仕事であるかもしれないけれども、行政一体となっているやらなければならぬテーマかなと思います。とりわけ数年前、中国が話題になって、中国は衛生管理が非常に良くないと。でも、日本に結構入ってきてる。中国産の物はなるべく食べない方がいいよというようなことがひとときありましたけども、今はそういう話題もだんだん消えてきたように思うんですが、またいつかそれが再発するかもしれないということで、そういったところを行政当局はどういうふうに見てるかということをお答え願います。

もう一つは、さまざまな何々に通知しました、何々を報告しました、何々の管理をしましたというんですが、仕事はPlan、Do、Check、Actionですから、通知だけをして終わりじゃなくて、当局が例えば年に1度とかそういうところで適切に、どの程度管理してるのかという、その辺の状況も教えていただければありがたいです。以上です。

○会長 どうも。

○生活衛生課長 会長、生活衛生課長です。

○会長 どうぞ。

○生活衛生課長 まず、輸入食品についてです。輸入食品が安全かどうかということについて、国、東京都、それから区のほうでも買い上げをして、農薬などが規定以下になってるかどうか検査をしております。お話のあった商品の取り扱いや販売の仕方等についても、これも食品衛生の1つになりますので、例えば日が当たってる所にあるとか、そういうことがあれば、われわれ職員が確認したときには指導をしております。

また、今年度からHACCPという国際的な衛生管理の手法が導入され、義務化されました。例えば、これまで八百屋さんについては一切営業許可とか届け出の対象ではなかったんですけども、来年6月からは届け出の業種になります。そういう中で食品を扱う店舗の衛生基準、衛生の順守について今後保健所が絡んでいくといいますか、指導をしていけるかなと思っております。

それと、食品を扱ってる事業者につきましては、5年から7年の期間で営業許可を出しております。それが切れるときに必ず事業者の店舗等に行きまして、設備だったり衛生面だったり、そういったものの確認をしているところでございます。以上です。

○会長 どなたか、先ほど手を挙げられた。どうぞ。

○委員 練馬区食品、資料2-2です。資料2-2の5ページを見ていて感じたことなんですけれども、リスクコミュニケーションということでいろいろ書かれてるんですけども、今世の中的にはデジタルな伝え方っていうのがあって、例えば食中毒を予防するときはどういうことに注意しなければいけないかということ動画を配信するとか、実際にこういうふうにやればうまくできますよっていうようなことを配信するやり方っていうのがどんどん増えてきてるんですけども、これって例えば(1)のシンポジウムで、台風の接近で中止になっちゃったっていう。確かにこのやり方だと中止になっちゃうんですけども、例えばあらかじめシンポジウムのやりとりを動画か何かに撮って、それでそれを皆さんにお見せするとかってやり方であれば、別に災害が起こっても広報活動はできると思うんですよね。

同じように、いろいろなイベントなんかも、冊子だけじゃなくてそういうデジタル化ツールも活用しながら使ってあげると、より分かりやすくなると思いますし、今回のコロナのようなときにも、例えば3密を避けるために集めた何かできなくなっちゃうと思うので、相互にも生かせると思うんですよね。

なので、そういった伝え方も今後ご検討されるといいのではないかなと思ひまして、ご意見させていただきました。以上です。

○会長 どうぞ。どなたか。

○生活衛生課長 会長、一言お話しさせていただきます。情報提供、普及啓発の媒体としての動画については、まだ取り組めていない状況です。今後、例えばシンポジウムをやったときに録画をしてそれを配信するとかいうことも可能だと思いますので、デジタル化について検討していきたいと思ひます。ありがとうございました。

○委員：よろしくお願ひします。

○会長 よろしいでしょうか。

それでは、これ以外の全体について何かご意見・ご質問おありでしょうか。

特にないようでしたら、次回の開催について事務局のほうからお願いします。
○事務局 事務局です。次回の開催につきましては、令和3年3月22日月曜日
午後2時30分から、会場は本庁舎20階交流会場になります。ご予約のほどお
願い申し上げます。以上です。

○会長 ご予約のほうよろしくお願ひいたします。

本日はさまざまなことについてご意見を数多く頂きましてほんとにありがと
うございました。

次の会議に関しましても、どうぞよろしくお願ひいたします。